

令和 3 年 8 月 総会議事録

日 時 令和 3 年 8 月 30 日 (月)
午前 9 時 30 分
場 所 豊橋市役所 東 86 会議室

豊橋市農業委員会

- 1 日 時 令和3年8月30日(月)
午前9時30分開会 午前10時08分閉会
- 2 場 所 豊橋市今橋町1番地
豊橋市役所 東86会議室
- 3 議事及び報告
 - (1) 議案
 - 議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第30号 農地転用許可後の事業計画変更承認願いについて
 - 議案第31号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について
 - 議案第32号 豊橋市農業委員会非農地証明書(遊休農地以外)事務処理要領の一部改正について
 - (2) 報告
 - 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について(事務局長専決)
 - 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について(事務局長専決)
 - 報告第3号 農地法第6条1項の規定による報告確認について
 - 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 報告第5号 現況証明について
 - 報告第6号 相続税納税猶予に関する適格者証明について
- 4 その他
 - (1) 連絡事項

5 出席委員

1 番 池田 和浩	2 番 石橋 正通	4 番 加藤 正雄
5 番 河合 孝子	7 番 小林 澄夫	8 番 小林 尚美
9 番 近藤 好幸	10 番 酒井 保	11 番 陶山 哲
13 番 高部 宏生	16 番 日向 勉	18 番 藤城ひろみ
20 番 前田 裕子	21 番 松井 耕治	22 番 水野 敏久
23 番 村松 桂子		

6 欠席委員 なし

7 職務のため出席した者（事務局）

農業委員会事務局 3名

8 議事の経過

事務局 定刻となりました。

ただ今から豊橋市農業委員会 8 月総会を開会いたします。
近藤会長、よろしくお願いいたします。

議長 <あいさつ>

それでは、総会を始めます。

なお、「豊橋市農業委員会 総会会議規則」第 4 条の規定により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

コロナウイルス関連については、8 月 27 日に愛知県を含む 8 道県を緊急事態宣言の対象区域に加えることが決定されました。今月は 5 月の総会と同様に出席委員を別紙のとおりとし、会議を行います。また、会議時間の短縮のため、ご協力お願いします。

本日の出席委員は、24 名中 16 名で過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会は成立いたします。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員については、私から 2 名指名したいと思いますが、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認め、議席番号 7 番小林澄夫委員、同 8 番小林尚美委員を議事録署名委員に指名します。

それでは、議事に入る前に農地法等に基づく許可案件について、16日の書類説明会、農業委員による現地調査、23日の農地審査会を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について事務局から説明があります。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

農地法第3条関係は、変更、取下げ等はございません。

本日は議案のほかに資料1-1として番号2番～4番の案件について、聞き取り調査の概要を配布しておりますので、補助資料と併せてご精読ください。

以上です。よろしくお願いいたします。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

農地法4・5条関係について、これまでの対応状況につき説明いたします。

書類説明会資料3ページ番号4～7番の太陽光発電設備建設のための転用案件について、転用者の本社がそれぞれ県外にあるため維持管理は誰が行うのかという点について、番号4・5番の案件については、愛知県内の会社に外注し維持管理するとのことです。番号6番の案件については、近隣市町村にも複数所有しており、浜松の会社に併せて委託するとのことです。番号7番の案件については、自社で管理を行うとのことです。番号7番の転用者は、豊橋において自社以外の太陽光の建設もあること、現在工事や測量を東海3県で多く行っており、平均週2～3回は豊橋に来ており工事等がなくなっても、平均月1くらいは管理のために豊橋に来るとのことでした。3社とも最低年3回の草刈りを行う旨確認しましたので、申請書へ追記を指導していきます。

資料4ページ番号9番について、現地調査時に駐車場利用がされていた案件について、8月18日から利用停止したことを確認しました。

番号10番について、申請地の場所が不確定である点について、道路管理者との立ち合いが必須であるとして対応しておりましたが、大雨の影響で立ち合いが予定期間内にできませんでしたので、8月19日付けで取下げ願いの提出がありました。議案からは削除しています。

その他変更・取下げ等はございません。よろしくお願いいたします。

議長

変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは、精読時間を5分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。

(精読時間5分)

議長 それでは5分経過しましたので、精読時間を終わります。
これより議事に入ります。
議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から4番までの4件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第27号、1ページをご覧ください。

番号1番から4番までにつきまして、書類説明会及び本日の補助資料でご説明したとおり、許可基準である農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当はしませんでした。申請地及び所有農地も全て問題がありませんでした。

全案件とも周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。詳細につきましては議案をご覧ください。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決して、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議案第28号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番の1件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第 28 号、2 ページをお願いします。

番号 1 番の 1 件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり、立地基準・一般基準とも許可基準を満たし、申請地も問題ありません。

補足説明は次のとおりです。

信用性については、特段の疑義はありません。

周辺農地等に係る営農条件の支障については、隣地承諾書の添付があります。

一時転用については、営農型太陽光のため該当し、認定農業者であるため 10 年間の一時転用計画で、農地復元誓約書を添付しています。

詳細につきましては、議案をご覧ください。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は発言願います。

委 員

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して異議ございませんか。

委員全員

「異議なし」

議 長

異議なしと認めます。

よって本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに決しました。

続きまして、議案第 29 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号 1 番から 12 番までの 12 件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事 務 局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第 29 号、3 ページから 4 ページをお願いします。

番号 1 番～12 番までの 12 件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり、立地基準・一般基準とも許可基準を満たし、申請地についても問題ありません。

補足説明は次のとおりです。

信用性については、全案件については特段の疑義はありませ

ん。

周辺農地に係る営農条件への支障については、隣地承諾書の添付があるか、承諾を得た旨の記載がある案件は番号2番～6番・9番・10番・12番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は番号1番・7番・8番・11番です。

一時転用については、番号9番が該当し、16ヶ月間の一時転用計画で農地復元誓約書を添付しています。その他の案件については該当ありません。

詳細については、議案をご覧ください。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は発言願います。

委 員
議 長

「進 行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することとし、番号4番、7番については、

農地法第5条第3項の規定により、愛知県農業会議の意見を付したうえ、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

委員全員
議 長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに決しました。

続きまして、議案第30号「農地転用許可後の事業計画変更承認願いについて」を議題といたします。

所有権移転の番号1番の1件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事 務 局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第30号、5ページをお願いします。

番号1番については、令和3年7月21日に許可を得ておりますが、事業の見直しをする中で、権利を使用貸借による権利の設定から、所有権移転に変更するものです。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

内容については、ただいまの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は発言願います。

委員
議長

「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については原案を可として、豊橋市長に進達することに決して異議ございませんか。

委員全員
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は原案を可として豊橋市長に進達することに決しました。

続きまして、議案第 31 号「相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行なっている旨の証明について」を議題といたします。

番号 1 番から 3 番までの 3 件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第 31 号 6 ページをご覧ください。

議案 31 号は継続して納税猶予を受けるため 3 年ごとの更新の証明です。

番号 1 番は果樹による経営です。番号 2 番は水稲及び畑作による経営です。番号 3 番は水稲及び畑作による経営です。

それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。

この 3 件の 3 年更新における相続税納税猶予に関する証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認しました。以上です。

議長

内容については、ただいまの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員
議長

「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、本証明書を発行することに決して異議ございませんか。

委員全員
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案はさよう決しました。

続きまして、別添資料 1-2 議案第 32 号「豊橋市農業委員会 非農地証明書（遊休農地以外）事務処理要領の一部改正について」を議題といたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。別添資料 1-2 議案第 33 号「豊橋市農業委員会非農地証明（遊休農地以外）事務処理要領」の一部改正について説明いたします。

この事務処理要領は、通常の実現であるとして現況証明のことで、登記簿地目が農地である場合で、20 年以上農地として使われていなかったことなど要件を満たした場合に証明できるものです。

この要領ですが、愛知県が作成している農地法関係許可申請等取扱ハンドブックに基づいて作成されていますが、ハンドブックが新しくなっている中で更新がされていないことが分かりましたので今回修正します。

また、併せて 3 条については、県のハンドブックに記載されていましたが、当要領にはありませんでした。申請のために必要な事項であると解しますので追記しました。その他、文言の表現を修正しています。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員
議長

「進 行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、本証明書を発行することに決して異議ございませんか。

委員全員
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案はさよう決しました。

以上で本日の総会に付議された議案は、すべて終了いたしま

した。

次に報告事案について事務局に説明をお願いします。

事務局

はい、議長。報告させていただきます。議案の7ページをお願いします。

報告第1号の番号1番から7番までの7件、及び8ページからの報告第2号の番号1番から11ページ25番までの25件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。

次に12ページをお願いします。

報告第3号の番号1番と2番の2件については、農地所有適格法人からの報告です。この報告は毎事業年度終了後3か月以内に農業委員会に提出するものです。いずれも要件を満たしていることを確認し処理しました。

次に13ページをお願いします。

報告第4号の番号1番から16ページ24番までの24件については、備考欄に記載の利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。

次に17ページをお願いします。

報告第5号の番号1番から2番までの2件については、20年以上非農地であることの現況証明いです。願出の現況及び添付書類を審査の上、8月20日付けで証明を行う予定です。なお、固定資産税の課税状況ですが、2件とも宅地課税でした。

次に18ページをお願いします。

報告第6号の番号1番については、新規に納税猶予を受けるための適格者であることの証明です。この証明願は令和3年7月12日に提出があり、7月16日に担当推進委員とともに現地調査を行いました。願出のあった5筆のうち、1筆の一部が県の建設課が行う工事の車両通行のため農地として利用できない状態となっていました。この状態の土地を納税猶予の対象農地とできるかどうかについて、税務署や県と調整していましたが、総会までに確定した回答が得られなかったため、7月の総会議案には上程しませんでした。通常の流れでは本総会にて議案として上程し、承認を得てから証明書の発行を行うものですが、税務署への提出期限が8月15日までであり、本日の8月総会を待っては間に合わない状況でした。前述の土地以外の農地については耕作さ

れることが確認できており、提出された書類を含め適格者として認めることに問題がなかったため、税務署の回答が確認できしだい、会長を決裁権者とした決裁によって証明書を発行することとし、7月20日の総会終了後に税務署の回答を受け、証明願が修正されたため決裁後同日付けで証明書を発行したものです。

報告は以上です。

議 長

その他について、何かありませんか。

なければ、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

(午前10時08分終了)

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

令和3年8月30日

議長
(会長 近藤 好幸)

議事録署名者
(7番 小林 澄夫 委員)

議事録署名者
(8番 小林 尚美 委員)